

一級河川の区間を見直します

～国民の安心、安全を図る上で必要な区間を一体的に管理します～

国土交通省は、河川整備の進捗に伴い、令和3年8月31日付で一級河川の指定を行いました。

一級水系（※）に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間については、河川法第4条第1項に基づき国土交通大臣が一級河川として指定しています。

（※）国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したもの

今回は、河川整備の進捗等に伴い、令和3年7月13日（火）の社会資本整備審議会河川分科会（第58回）での審議等を経て、令和3年8月31日付で一級河川の指定を行いました。

【今回の一級河川指定等】

水系名	河川名	県名	区分	県道管理
石狩川	ヌッカクシ富良野川 分水路 <small>ふらのがわ ぶんすい ろ</small>	北海道 (中富良野町)	新規指定	○
尻別川	オロッコ川放水路 <small>がわほうすい ろ</small>	北海道（京極町）	新規指定	○
五ヶ瀬川	森木谷川・大野川 <small>もりきたにがわ おおのがわ</small>	宮崎県（延岡市）	新規指定	○

【今回の一級河川の指定等を行った後の河川数及び河川延長】

河川数 14,079河川（14,075河川）

河川延長 88,111.8km（88,109.3km）

※（ ）内は令和2年7月時点の一級河川指定状況

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局水政課 企画専門官 上田
総務係長 白土
TEL 03-5253-8111 内線35-222、35-223
直通 03-5253-8439
FAX 03-5253-1601

一級河川指定の全国位置図



一級河川指定の一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	県道 管理
①	石狩川	ふらのがわぶんすいろ ヌツカクシ富良野川分水路	北海道 (中富良野町)	新規	増 1.5km	石狩川水系ヌツカクシ富良野川では、度々発生する氾濫対策として、洪水の一部を富良野川へ流すための分水路整備を進めており、令和2年度に完成したことから、一級河川の指定(新規)を行うものである。	○
②	尻別川	がわほうすいろ オロッコ川放水路	北海道 (京極町)	新規	増 0.7km	尻別川水系オロッコ川では、度々発生する氾濫対策として、洪水の一部をワッカタサップ川へ流すための放水路整備を進めており、令和2年度に完成したことから、一級河川に指定(新規)するものである。	○
③	五ヶ瀬川	もりきたにがわ 森木谷川	宮崎県 (延岡市)	新規	増 0.27km	宮崎県延岡市の五ヶ瀬川水系祝子川では、度々発生する浸水被害等への対策として、平成17年度より祝子川広域基幹改修事業を実施している。この改修事業計画では、祝子川の計画高水位が影響する森木谷川及び大野川(祝子川へ流入する支川)を祝子川と一連で河川改修を行い、近隣地区を保全することとしている。このため、現在普通河川となっている森木谷川及び大野川の必要区間について、一級河川の指定(新規)を行うものである。	○
		おおのがわ 大野川			増 0.157km		○

【参照条文】

○河川法（昭和39年法律第167号）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3～7 （略）